## 01 はじめに

- 配置販売業関係の以下の申請について、みやぎ電子申請サービス(LoGoフォーム) によるオンライン申請が可能です。
- ・ 手数料の支払いは、クレジットカード決済・PayPay決済のみが可能です。

※ 現金等その他支払い方法は不可。

申請フォーム名	申請フォームの内容	手数料
①配置販売業許可申請(既存配置)	配置販売業許可を新規申請する場合のフォームです。	30,000円
②配置販売業行中野申請(既存配置)	配置販売業許可を更新申請する場合のフォームです。	13,000円
③配置販売業取扱い品目追加・変更 申請	販売品目を追加しようとする場合、又は販売品目の削除と追加 をあわせて行おうとする場合のフォームです。	2,000円
④許可証の書換え交付申請	配置販売業行脈の書換え交付を希望する場合のフォームです。	2,000円
⑤許可証の再交付申請	配置販売業許可証を破損・汚損・紛失し、再交付を希望する場合のフォームです。	2,900円
⑥変更届	変更事項を届け出る場合のフォームです。	円
⑦廃止•休止•再開届	配置販売業を廃止・休止・再開し届け出る場合のフォームです。	0円
⑧配置従事者身分証明書交付申請	宮城県内に住所地のある方が配置販売に従事しようと する場合のフォームです。	7,100円
9配置從事者身分証明書書換え交付申請	配置従事者身分証明書の書換え交付を希望する場合のフォームです。	2,000円
⑩配置従事者身分証明書再交付申請	配置従事者身分証明書の再交付を希望する場合のフォームです。	2,900円
⑪配置従事者身分証明書返納届	宮城県で発行された身分証明書の有効期間が経過したとき、又は配置販売に従事しなくなったときに届け出る場合のフォームです。	O円
⑫配置従事届	宮城県内で配置販売に従事する場合のフォームです。	O円
13配置従事者証明願	配置従事者身分証明書の交付状況の証明を願い出る場合のフォームです。	O円

- ※ ②8 (継続の場合)は有効期間満了の1か月前までに行ってください。有効期間を1日でも 過ぎると無許可営業となります。
- ※ ⑥⑦は事由の発生から30日以内に申請が必要です。 30日を超過した場合は、申請と併せて遅延理由書の提出が必要となります。
- 宮城県における配置販売業関係の申請先は下記のとおりです。

申請先(連絡先)	対象	申請フォーム
薬務課監視麻薬班 (022-211-2653)	配置販売業を行う場所が宮城県の場合	1~7
	配置従事者の住所地が宮城県の場合	<b>8~11</b>
	配置従事者が宮城県で従事する場合	12
	配置販売業の許可申請を行う際に配置従事者 身分証明書の交付状況の証明を願い出る場合	13

- ※ 宮城県内にお住まいの方が宮城県内で従事する場合は、〇と⑩の両方の申請が必要です。
- ※ <u>宮城県内にお住まいの方が宮城県外のみで従事する場合</u>は、**⑧のみ**申請が必要です。 配置従事届は従事先の自治体に届け出てください。
- ※ <u>宮城県外にお住まいの方が宮城県内で従事する場合</u>は、**②のみ**申請が必要です。 配置従事者身分証は、お住まいの自治体の交付を受けてください。